

平成28年度税制改正大綱の概要 ②

1. 平成28年度税制改正大綱の概要

平成27年12月16日に平成28年度税制改正大綱が公表されました。前号では法人税、所得税を中心にご説明しましたが、今回は改正の目玉である消費税を中心にその概要をご説明します。

2. 消費税の税制改正内容

① 消費税の軽減税率の導入

平成29年4月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられる際に、飲食料品の譲渡等(※)に対して軽減税率(8%)が導入されます。

(※) 飲食料品の譲渡等からは酒類及び外食等は除かれます。また、定期購読契約が締結された週2回以上発行される一定の新聞の譲渡等が含まれます。

	～H29年3/31	H29年4/1～
飲食料品の譲渡等	8%	8%
上記以外	8%	10%

⇒平成29年4月1日から導入

② インボイス制度の導入

消費税の軽減税率の導入にあわせて、複数税率制度に対応するため、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)が導入されます。

⇒平成33年4月1日から導入

「インボイス」には適用税率・税額の記載が義務付けられており、その導入により会社の負担が増えることが予想されます。

そこで、インボイス方式導入までの間は、現行の請求書保存方式を維持することで、会社がインボイス方式を導入するための準備期間が設けられます。

③ 高額資産を取得した場合の仕入税額控除の適用の見直し

事業者(免税事業者を除く。)が国内で高額資産(税抜1,000万円以上の一定の資産等)の仕入れ等を行った場合又は自ら建設した場合には、原則としてその翌期と翌々期においても本則課税事業者となることが強制されます。

	第A期 (高額資産の仕入れ等をした期)	第A+1期 (高額資産仕入れの翌期)	第A+2期 (高額資産仕入れの翌々期)
現行	本則課税事業者	本則課税事業者 OR 免税事業者 OR 簡易課税	本則課税事業者 OR 免税事業者 OR 簡易課税
改正案	本則課税事業者	本則課税事業者	本則課税事業者

⇒平成28年4月1日以後に仕入れ等を行った場合に適用

(ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には適用なし)

④ 売上税額及び仕入税額の簡便計算に係る経過措置

売上及び仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者については、一定のみなし割合による簡便的な計算方法で計算することが可能となります。

イ. 売上税額

⇒平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に適用(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までは、基準期間における課税売上高が5,000万円超の事業者も一定の場合には適用可能)

ロ. 仕入税額

⇒平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までの期間に適用

3. その他の税制改正内容

① 自動車取得税

平成29年3月31日をもって廃止されます。

② 自動車税・軽自動車税

環境性能割(仮称)が導入されます。環境性能割は、燃費基準の達成度合い等により計算されます。

⇒平成29年4月1日から施行され、同日以後の自動車の取得に対して適用

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券